

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 6 日現在

機関番号：13801

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730004

研究課題名（和文） 中国物権法の理論的・実証的研究—不動産の権利移転を中心に

研究課題名（英文） Actual Analysis of Chinese Real Right Law

研究代表者

朱 擘 (ZHU YE)

静岡大学・法務研究科・准教授

研究者番号：30435945

研究成果の概要（和文）：

本研究では、社会主義国家である中国における最初の物権法の運用状況について、歴史的経緯を踏まえながら、比較法の視点から緻密な実態検証が行われた。関連する研究成果を要約すれば、次の通りになる。まず、社会の激動期にある中国では、民事制度の中核に関わる単行法が整備されたため、本研究は、民事法制度を鳥瞰的な視点から、物権法および侵権責任法（不法行為法）との共通点を明らかにした。次に、物権法制度の解釈および運用の特徴について解析を行い、物権法における善意取得制度を中心に、その誕生背景、条文解釈および紛争処理の実態を巡って複眼的な視点から検討を行い、問題解決の方法の提示を試みた。

研究成果の概要（英文）：

This report focuses on the research of the new Chinese real right law using the case analysis on practical application of its law from the comparative law's point of view. This research has two main themes as follows: the first one is to clarify the common features between real right law and tort law. The second one is to verify the acquisition by bone fide third party.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：法学 基礎法学

キーワード：中国物権法 条文解釈 運用実態 物権変動 不動産善意取得

1. 研究開始当初の背景

2007年に、大論争を経て、中国共産党政権における最初の物権法が採択された。近代の法的理念からして、民事法の骨格ともいえる物権法の誕生は、体制が転換しつつある中国にとって、その意義は極めて大きい。

しかしながら、財産の移転を規定する物権法の創設は社会イデオロギーと密接に関わっており、社会主義国である中国ではこの問題が特に顕著になっている。従って、中国は市場経済制度を導入しつつも、不動産取引については、実質的審査により行政管理を実現しようとしている。こうした背景を考えると、中国物権法に関する実際の条文適用、すなわち、具体的な法解釈の状況を基礎とする実態の解析は、真の中国法を理解する上で非常に重要であり、今後の中国法整備の提案に資する。

加えて、登記を不動産物権変動の効力発生要件としている中国物権法にとって、登記手続の整備は非常に重要であるにもかかわらず、手続に関する規定は現在各地方に散在しており、全国で統一した不動産登記法が制定されていない。

他方、日本では、中国物権法が制定された当時、条文の翻訳や解説が行われ、多くの関心を集めていた。その後、条文の適用を踏まえた実証研究は全面的に展開されていないのが実情である。

こうした状況を踏まえて、本研究は、社会主義国家である中国の最初の物権法の運用実態について検証を行うことをその出発点としている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中国における不動産の権利移転に関する紛争が、新しい物権法のもとで如何に解決されているかについて、その現状、課題および問題の解決策を鳥瞰する視点から、比較法的な研究方法により明らかにすることにある。

3. 研究の方法

本研究は、実証的な分析を特徴としていることを念頭に置いているため、現地調査、学説整理および事案分析を通じて研究を展開した。

4. 研究成果

本研究は、三年間に渡って当初の計画に従い、中国の物権法制度の複眼的な研究を行い、次のような結論に至った。

第一に、民事法制度を鳥瞰的な視点から次のような特徴を明らかにした。すなわち、厳格な物権法定主義を採用した物権法と、法定債権の一つとされている侵権責任法

(不法行為法) とでは、上からの視点の意味合いを持つ「法定」という共通項があり、そして、中国の立法者において両者の法的効果を厳密に区別して規定する意識が欠如していることが法的効果を巡る規定の類似性を生み出した原因である。そして、民法の基本規定である物権法や侵権責任法

(不法行為法) の制定は、立法者からして社会の安定を図る安全弁を設けるという意味も潜在的にあり、他方、二つの単行法は庶民にとって自己の權益を守るための道具としても利用される。こうした分析は物権

法の適用傾向を理解するにあたって有益である。

第二に、物権法制度の解釈および運用の特徴について、以下のような結論に至った。すなわち、中国では、市場経済制度の導入と共に物権法が制定され、善意取得制度について単独な規定が設けられている。その106条は、動産および不動産とあわせて規定しているため、その理解が決して容易ではない。そこで、本研究は、制度誕生の背景および社会状況をより明確にするために、中国の不動産物権変動理論とその生成原因などを踏襲しつつ、複眼的な視点から解析を行い、この条文の重要性の再認識および若干解釈上の理解を纏めた。

そして、以上の作業を踏まえながら、条文適用の実態を解析し、紛争処理時の特徴と課題を検討したうえで、問題解決の方法の提示を試みた。

総じて言えば、本研究の目的は、中国における不動産の権利移転に関する紛争が、新しい物権法のもとで如何に解決されているかについて、その現状および問題の解決策を比較法の視点から、明らかにすることにある。研究期間では、社会主義国家である中国における最初の物権法の運用状況について、歴史的経緯を踏まえながら、比較法の視点から条文解釈、事案研究などを通じて緻密な実態検証が行われたため、研究の目標が達成されたと言えよう。

なお、以上の研究成果は、論文および学会報告により公開した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

(1) 朱擘「中国物権法の運用実態への考察—不動産の善意取得を中心に」
単著、静岡大学法政研究、17巻2号、1—42頁、査読無、2012年

(2) 朱擘「不動産の善意取得—中国物権法の条文整理と解釈を中心に」
単著、静岡大学法政研究、17巻1号、273—307頁、査読無、2012年

(3) 朱擘「中国物権法と侵権責任法(不法行為法)との錯綜—救済措置から見た現状」
単著、静岡法務雑誌、4号、37—53頁、査読無、2012年

(4) 朱擘「中国の侵権責任法(不法行為法)の概要と比較法的特徴」
単著、比較法研究、72号、203頁、査読有、2011年

(5) 朱擘「中国の侵権責任法(不法行為法)の概要と比較法的特徴」
単著、静岡大学法政研究、15巻1号、1—55頁、査読無、2010年

[学会発表] (計2件)

(1) 中国物権法と侵権責任法(不法行為法)との錯綜—救済措置から見た現状
(現代中国法研究会、2011年)

(2) 中国の侵権責任法(不法行為法)の概要と比較法的特徴
(比較法学会、2010年)

6. 研究組織

(1)研究代表者

朱 擘 (ZHU YE)

静岡大学・法務研究科・准教授

研究者番号：30435945

(2)研究分担者

()

該当なし

研究者番号：

(3)連携研究者

()

該当なし

研究者番号：